

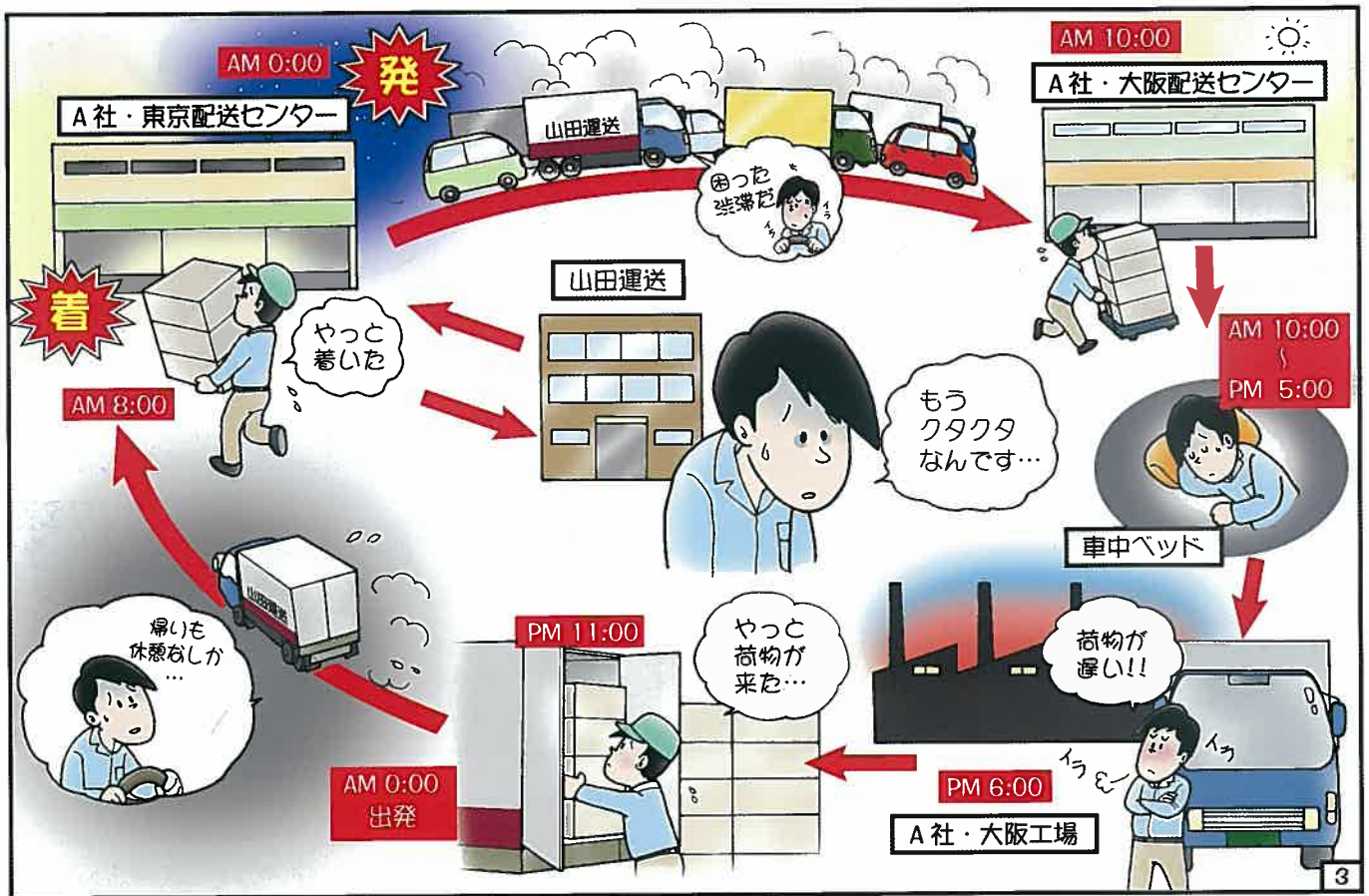
厚生労働省受託事業

Compliance

コンプライアンス

**安全確保
最優先!**

荷主の皆さまと、運送事業者が



安全運行パートナーシップを築くために



1

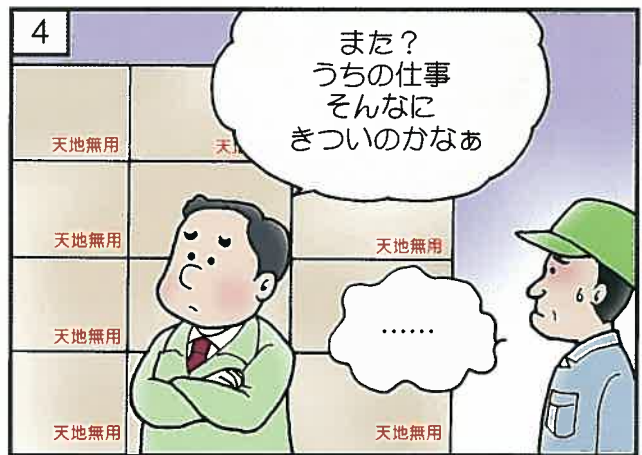
無理のない発注をお願いします。



無理な運行になると予想される場合には、
到着時間の見直しを行うなど、
安全で無理のない運行を確保できるようお願いいたします。



●例えば、無理な発注をするとこんなことに・・・



改善基準告示の概要

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）とは、自動車運転者の労働時間などの労働条件を改善するために、労働大臣が告示したもの（1989年2月告示。現行基準は1997年4月1日から適用）です。その内容は、トラックドライバーをはじめとした運転者の労働環境を改善し交通安全を確保するために「拘束時間」「休息期間」「運転時間」「時間外や休日労働」などの基準を定めたものです。

基本は**13時間**以内

拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいいます。1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。しかし、無制限に延ばせるわけではなく、15時間を超える回数は1週間につき2回が限度です。



拘束時間

2

お荷物は集荷時間に あわせてご用意ください。



荷待ちによる集荷の遅れはドライバーの負担になり、無理な運転などから事故などを誘発することにもなりかねません。お荷物は、着時間から逆算し、余裕をもってご用意ください。



● 例えば、集荷が遅れるとこんなことに・・・



8時間以上

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。1日の休息期間は継続8時間以上とする必要があります。拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日（始業時刻から起算して24時間）から拘束時間（16時間以内）を引いた8時間以上となります。

休息期間

4時間以内

運転開始後4時間以内又は、4時間経過直後に30分以上の休憩等（非運転時間）を確保することにより、運転を中断しなくてはなりません。ただし、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上とした上で分割することもできます。なお、1日の運転時間は2日（始業時刻から起算して48時間）平均で9時間以内としなければなりません。

連続運転時間

2週間に1回まで

休日労働は2週間に1回の頻度でしかできません。また、時間外労働及び休日労働は、1日の最大拘束時間（16時間）、1ヵ月の拘束時間（原則293時間）の範囲内でしかできません。なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届を労働基準監督署に届けなければなりません。

休日労働

3

荷卸しの待ち時間をなくしましょう。



荷卸しの待ち時間が増えると、ドライバーが休憩・休息する時間が減ることになりかねません。到着したらなるべくすみやかに荷卸しができるようにご配慮ください。



●例えば、荷卸しのための待ち時間が長いとこんなことに……



トラックドライバーの過労死や交通事故を防ぐには、荷主の皆さまのご理解とご協

平成19年度にトラック運輸業で過労による労災に認定された人数は、全産業(392人)の約2割(78人)を占めています。また、平成19年の事業用トラック(第一当事者)の交通事故件数は、事故件数が32,005件、死亡事故件数が527件と相変わらず高い発生件数となっています。主な事故原因は「脇見運転」「安全不確認」ですが、長時間労働によるドライバーの疲労や居眠りといった生理的原因も潜在していると考えられます。

トラックが関係する事故は、他者を巻き込む重大事故につながる可能性があります。事故で命が失われたり、重大な後遺症を残すような場合には、被害者やその家族はもちろん加害者も一生苦しむことになります。

トラックドライバーの過労死や交通事故を防ぐには、長時間労働につながるさまざまな要素を排除していかなければなりません。荷主の皆さまにおかれましては、トラック事業者からの4つのお願いに、ご理解・ご協力いただきたくお願い申し上げます。

4

急な発注の変更は やめてください。



急な発注の変更は、休みのドライバーが呼び出され、時間外・休日労働につながる可能性があります。安心して休める環境づくりのために計画的な発注を心がけるようお願いします。

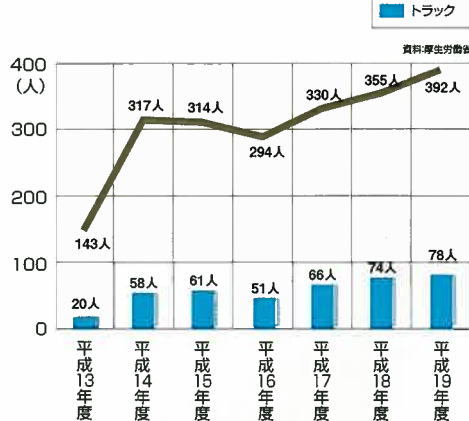


●例えば、急な発注の変更をするとこんなことに……

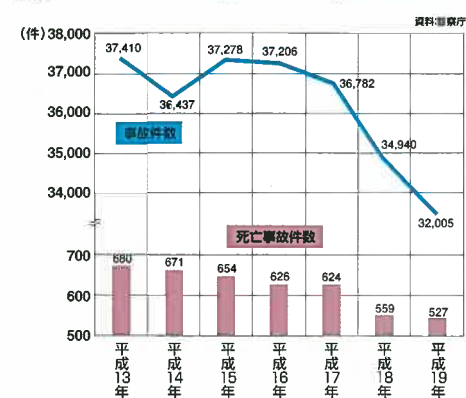


力が必要です。

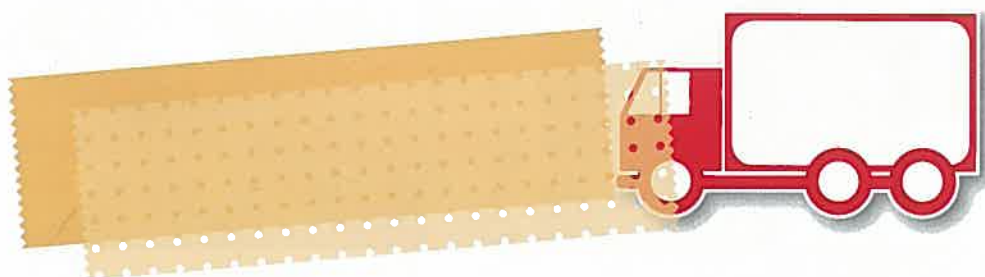
過労死等事案の労災補償状況



事業用トラック(第一当事者)の交通事故の推移



**全日本トラック協会では、
改善基準告示の遵守のために
行政の支援を得ながら、
荷主の皆様に対して
ご協力をお願いしています。**



JTA 社団法人 **全日本トラック協会** 労働部

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
電話 03 (5323) 7626 ホームページ <http://www.jta.or.jp>